

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「ビジネスコーチングを普及してクライアントの個人及び組織の生産性向上に貢献する事業を展開して顧客とともに成長し、同時に株主の利益を最大化することを目標とする」との基本的認識を持ち、継続的に企業価値を向上させ、株主、取引先及び従業員等のステークホルダーに対して社会的な責任を遂行するためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考えており、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底により、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則についてすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社コーチ・エフ	402,200	36.43
橋場 剛	80,000	7.25
細川 馨	30,000	2.72
田中 広道	30,000	2.72
諸橋 奈々	22,000	1.99
菅原 泰男	20,000	1.81
湊 伸悟	20,000	1.81
吉田 有	20,000	1.81
伊藤 善廣	16,000	1.45
栗原 保雄	12,000	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したものとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

有限会社コーチ・エフは代表取締役社長細川馨の個人資産管理会社です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
軒名 彰	他の会社の出身者								△			
山下 美砂	他の会社の出身者								△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
軒名 彰	○	社外取締役軒名彰は、SMBC日興証券株式会社専務取締役及び日興システムソリューションズ株式会社代表取締役会長在任中に、当社に研修業務を委託しましたが、取引条件は一般取引先と同等で、金額も些少であり、当社の経営に与える影響はありません。	社外取締役軒名彰は、会社役員経験が豊富で、高い見識を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導をいただけると判断したため選任しております。 また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
山下 美砂	○	社外取締役山下美砂は、人事コンサルタントとして個人事業を営んでおり、過去に当社と業務委託契約を締結して人事コンサルタント業務を行っていましたが、取引条件は一般取引先と同等で、金額も些少であり、当社の経営に与える影響はありません。	社外取締役山下美砂は、グローバル企業の人事部門における経営経験があり、人事コンサルタントとして、当社を取り巻くビジネス環境に深い理解を持っており、当社の成長に寄与するような各種提言、指導をいただけると判断したため選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は定期的に意見交換等を行っており、監査計画および監査結果等について共有し、監査機能の有効性及び効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森下 政一	他の会社の出身者													
田中 広道	他の会社の出身者													
中野 純一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森下 政一	○	----	社外監査役森下政一は、これまで、当社以外での取締役や監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
田中 広道	○	----	社外監査役田中広道は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
中野 純一	○	----	社外監査役中野純一は、当社以外で支店長としての管理監督経験や専務理事としての法人運営経験があり、経営や組織統制に関する相当程度の知見を有することから、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の士気を高めるため、2016年にストックオプションを付与しましたが、その後はストックオプションを、報酬体系を構成する要素として総合的な検討を行うこととしたため、発行していません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

2016年及び2018年に各1回、取締役及び従業員の士気を高めるため、ストックオプションを付与しましたが、その後はストックオプションを、報酬体系を構成する要素として総合的な検討を行うこととしたため、発行していません。

2022年9月30日現在の付与者ごとの付与の内容及び行使の状況は下記のとおりです。

当社取締役 3名 18,500株 (うち行使数0株)

当社従業員 12名 13,500株 (うち行使数0株)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額が1億円を超える取締役はおりませんので、個別開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内、かつ、役員報酬規程で定めた役職毎の報酬額の範囲内で、報酬総額に対する取締役会の承認を得たうえで、代表取締役社長が各取締役の業務執行状況を評価し、個人別の報酬額を決定しています。

監査役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内、かつ、役員報酬規程で定めた役職毎の報酬額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対して、管理本部が取締役開催日時の事前通知(年間スケジュール含む)を行い、事前に資料を提供し、必要に応じて適任者より事前説明を行っております。また、管理本部及び内部監査担当者が社外監査役の業務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、継続的に企業価値を向上させ、株主、取引先及び従業員等のステークホルダーに対して社会的な責任を遂行するためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考えており、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底により、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名で構成され、うち2名は社外取締役です。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会は、経営の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っています。

b. 監査役会

当社の監査役会は、議長である常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名（すべて社外監査役）で構成されています。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。監査役会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む日常活動の監査を行っております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、重要な会議へ出席するなど、実効性のあるモニタリングに取り組んでいます。経営の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っています。

c. リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会

リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長が指名した常務取締役マーケティング本部長を委員長として、各本部より代表者1名が委員となって出席し、それぞれ、全社的なリスク管理体制の構築と運用、全社的なコンプライアンス体制の構築と運用を行い、年2回、活動内容を取締役会に定期報告しております。また、リスク管理やコンプライアンスに係る事象が発生した場合は、各委員会規程に則り必要な対応をしております。

d. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受けた内部監査担当者1名が監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役会及会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告を踏まえ、代表取締役社長と内部監査担当者が協議し、改善等の指示が必要と判断された場合には、内部監査担当者は速やかに被監査部門組織の責任者に対してその旨を通知いたします。その後の改善状況については、被監査部門である各組織の責任者が内部監査担当者を経由して代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出し、内部監査担当者が改善処置実施状況を確認します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当事業に精通した取締役を中心とする取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また内部監査担当者を設置し、適時に連携をとることにより企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組めます。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、9月決算で、定時株主総会の開催は集中日と異なる日となっておりますが、年末を控えている時期となるため、可能な範囲で早期化に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、今後の外国人株主の状況等を勘案し検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にIR専用ページを開設し、当該ページ内で開示することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催を予定していませんが、今後の外国人株主の状況等を勘案し検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に独立したIRページを設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	マーケティング本部及び管理本部が共同で担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス(法令等の遵守)を経営の基本に置き、取締役会で「8つの行動指針」を定めて、これを包含する「コンプライアンス規程」として定めて遵守することで、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年3月22日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、2021年8月、2021年11月及び2022年6月に一部を改訂し、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、当社の「パーパス」、「ミッション」、「ビジョン」、「行動指針」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底することにより、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成していくことを目指します。
 - (b) 内部監査に関する業務については、社長が任命した社員を内部監査担当者とし、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証します。
 - (c) 当社の財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用します。
 - (d) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係も持たず、毅然とした姿勢で対応します。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を「文書管理規程」において定めます。
 - (b) 責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を、定款・法令及び社内規程に基づき、定められた期間において厳正に管理・保管します。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 経営上のリスクの分析及び対策の検討については、リスク管理委員会が行います。
 - (b) 各部署においては、リスク管理規程に基づき運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めます。万が一、不測の事態が発生した場合には、社長以下で構成する対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の被害を防止し最小限に留めるよう努めます。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、迅速に意思決定を行います。
 - (b) 取締役会の決定に基づく職務執行については、組織管理規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において、それぞれ責任者及びその職務内容、執行手続きの詳細について定めます。
 - (c) 業績管理に関しては、取締役会において、年度毎に予算・事業計画を策定し、月次で予実管理を行います。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社は、子会社等が存在しないため、該当ありません。
- f 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。
 - (b) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けません。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - (a) 監査役は、当社の重要な決裁資料及び関係資料を閲覧できるものとします。
 - (b) 重大な定款違反、法令違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の取締役は監査役に

- 速やかに報告します。
- (c) 内部通報窓口担当者は、当社の使用人からの内部通報について、その内容が法令・定款違反等の恐れのあるときは、監査役へ報告します。
- h 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社は、内部通報窓口担当者に報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。
- i 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をしたときは、その職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理をします。
- j その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、内部監査担当者との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行します。また、必要に応じて、会計監査人に報告を求めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対策規程において「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除する」旨を定めております。
- (b) 当社では、取引先が反社会的勢力ではないことを確認するプロセスを業務フローの中に組み込んで反社会的勢力との関係を根絶するとともに、従業員に対して反社会的勢力排除の教育を実施しております。更に、「公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター」の賛助会員となり、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

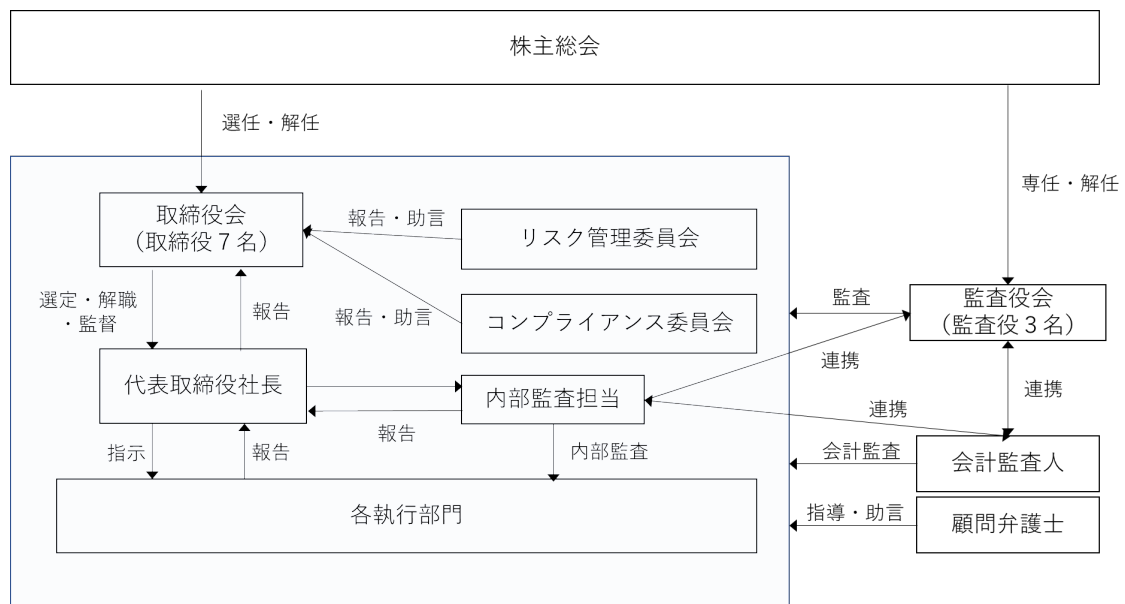
Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

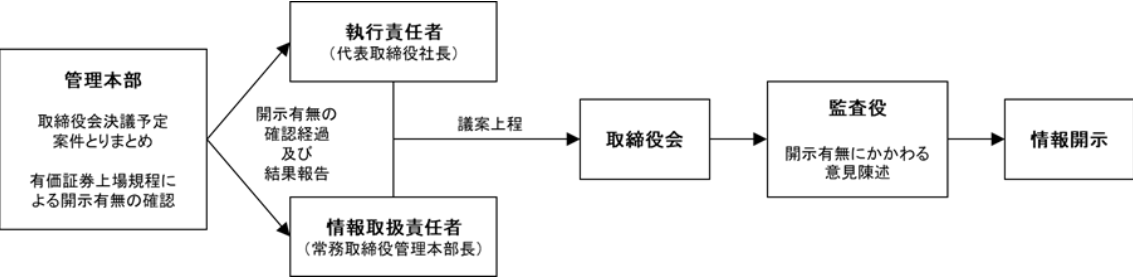
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



＜当社に係る決定事項・決算に関する情報等＞



＜当社に係る発生事実に関する情報＞

